

(大阪情勢一號)

大阪地方経済情勢

(鈴木官補調)

一	序	二
二	公職進放令と関西財界	二
三	関西財界人の動き	四
四	関西経済復興会議	五
五	高工業協同組合	七
六	総合経済研究所の設立	八
七	石炭事情	九
八	生産資材関係	一一
九	資産評価基準の実施	一四

(目次終り)

0003

二 序

新春以来の大阪地方経済界の動向を凡そ人組職界の動力資材の各部門に亘り概観する。今田の公職進放令に依り関西財界の支けり影響は相方大きくその建直は亦以充令に行はれておる。関西経済復興会議及協同組合運動は夫々漸く充足を見て軌道に乗り始りたる。因にこの域には未だ遠く段階にある。石炭の不足は深刻な動力飢饉となり資材の拂底と共には重大な問題となつて来ておる。近き要施を見る。資産評価基準は再経済界の整備と再建が期待されるがその結果財界には可成り変貌を生ずると思はれる。

参考項目に付概説する。

一 公職進放令と関西財界 経済団体の中関西経産者協会及び関西経済連合会は地域別団体として公職指室を多しなかつたが構成員たる

RA'-0122

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0005

大段の経済界は相対複雑な色どりを見せし（指回す）
處は同一であるが各種陣営の派（は）は容易（やう）ではない

四) 関西経済復興會議

経済復興運動の一としてこの関西経済復興會議は同友会支部
が産別、徳同盟及び日労の間に妥協案を見出すべく活動
を續けてゐたが、一方関西経営者協会及び徳同盟は前者
双方より選出の準備委員が會合して最後の打合せを行ひ
一切の方針を中央の経済復興會議の線に沿ふことの設立の
準備を進めることとなつた。同七日には関西経営者協会下
関西財界の特種殊性に鑑み資本家陣営の統一を圖る為京
阪神の経済諸團體及び主要會社の代表者等を招き其
の参加を要請した。その際産別と除外して復興會議は
無意味であるから産別及び日労等にも働きかけようとして

6. 徳同盟を過して産別に対して復興會議への参加を要請
するに決した。併しその復興會議の活動の政治性
に關し徳同盟と産別とは見解一致せず且復興會議
が労働組合の基本的権利に及ぼす影響を危惧する産別
可公式参加が困難を表明したから定通り同十七日大阪
商工會議所にて結成式を挙行し役員を選定契約
の決定が行われ、具体的活動の第一歩として在炭問題に關
する緊急動議を提出した。此所は産別を足を見ながら尚
働戦線統一は時期をまた如くは実現せられず、各派個
別的復興運動も併行して行はせむ。一層汎る民族運動に
を高めることにより経済の再建を成就せんとする。関西経済
復興會議もその理念と方法に關し未だ見解が完全な一致
に到達せしむるまで各派派は今後の情勢の進展に

RA'-0122

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0006

俟たね何なりぬ能心に在る

五) 商工業協同組合

産業の民主化、自治統制の確立を目指す。未だ一部に巨額の浸透してゐる戦時型統制の一切を拂拭し併せて中心商工業の育成を図るが爲協同組合の結成が行はれつゝあるが大段に於ける各種業種別組合の協同(の移行情状を見らば不況存機械器具統制組合が会員約三千五百を擁し、移行したのを筆頭に、織機、農機具、船舶用機械、鉄鋼、製紙、工業、鑛産、金型、軽車、自轉車、等、多岐の統制組合が協同に移行してゐるが之等業種の協同に對する理念は極めて貧困下、存続をも作つて置かねばならぬに在り此の儘の状態では中小商工業の民主的發展も不十分維持がけられ、又一方で協同の自身性格も無視せられ

六) 原産経済研究所の設立

所謂、会費を徴集するだけの協同統制組合(逆戻り)の弊あり更に協同法に便乗して改組を機に商權の拡張或は強占を圖之とするもの等有り大段に於ける協同の發展は尙幾多の問題が残されてゐる
経済再建の計画的遂行を圖るため、大段存原産経済研究所の設立計画を進めようとした。その構想は従来の如き官廳的色を拂拭し、あく迄民主主義的機關たりしめるため財團組織を以ての構成メンバーも学界、他ありゆる層の知識、経験を有する者を網羅せんとするつもりである。その目的は従来大段に於ける斯うな原産的再建研究がなされてゐるのとは異なる。その産業の計画性、統制性が強知し、その産業として比較的依り商業のみならず

RA'-0122

0010

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

おののち同業、工業、自負力に甘んじた稜角性を持たぬ
おんとするに在る。

(七) 石炭事情

基礎資材たる石炭情は急速に悪化し近畿全般の石炭情況
に付いて見ると一月実着は割当枠に対して五割に下
に満たず、特に近畿地方は九州及び供給を仰いでいるが
九州地方は地理的關係よりその必要量に或る程度は満たれ
るが四国及び中国地方は必要量が尨程不足しているに對し、独
り近畿地方は最も不利な情況に在る。加之週般発表せられ
た配給公社設置案により大府府従来の石炭保有割当量
は三割減消となり改めし近畿南工局を中心とする配炭
協議會の審議を経て割当量減少となつたがその割当は嚴
重なる審査の下に行ひ且つ配給量も徹底的に削減さ

0007

こしたつたので存下工場、事業場の石炭需給情況は
極めて難局に直面している。之が対策としては工場資格審
査を断行して僅少の割当枠内に於て配分効率を高めると
共に、石炭の減配に對処する為め要する増配と重炭
燃料化の技術的指導を開始し更に、石炭事情深刻化
に伴ふ国産石炭の増産を抑制せしが爲め存下全工場の臨検石炭
輸送トラックの取調を実施する等々の対策に存心して
ある。又近畿海運局は港頭滞化員石炭輸送の爲若松以
西の諸港に應援廻船を行ふ準備をしてゐる。此の外南西
経路復興會議は存下石炭入荷促進班を組織して現地に派遣
し近畿地方の配給の確保を得、更に海上輸送上の隘路の
打開に努めしめる。石炭飢饉の影響は勿論製鉄に及び
近畿地方の平爐等一月高日遂に稼働不能となり柱石業

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

銕管、川崎製鉄、神戸製鉄及び尾崎製鉄の各社平爐
は一斉に休止の余儀無きに到つた。

生産資材関係

生産資材拂底の深刻は一般に傳へられる處であるが其
の真相は必ずしも明かでない。今回中央に於て繰り出され新
たの規制方式たる生産資材と重産産業に振り向ける
ため、金資材を一應強制的に中央の枠（取上げ）と言ふ
聖慮の措置に基き、大段の指定生産資材在庫調査を行
ふことになつた。此の結果が判明すれば資材保有状況は相当
明かに察すると思はれる。併し乍ら依然として増ストックが隠
匿される危険は残ると見られてゐる。尚此の調査を有効なら
しめ、ためえと平行して主要資材の横流し防止のため取締
と掃蕩を強化することとなる。大段一團に於ける資材手持量

0008

に付ては予期せらぬよりも多量ではないかと言ふ推測は行
はれてゐる。併し保有資材の品種相違も偏つてゐるため、その活用
の程は疑問である。資材関係から事業会社の状態と
見るに以下の如く類別せしめ得る。

- (1) 大企業会社に見られるもの。必要資材を固買出し且下
の経理状況がたゞ赤字であつても将来のインフレの續行
を見越して生産してゐる。
- (2) 手持資材を相当に持ち作り資材高の製品を取ると言ふ現
状に鑑み資材を製成品化するより寧ろ横流しによりその値上
り差益を利得せんとするもの。此の種のものは大段に相当多
い。
- (3) 資材の偏頗を整へるため一時操業を休止し資材の
固買出しを行つてゐるもの。
- (4) 賠償実施の不足、日本経済の将来の見通しの困難業

RA'-0122

0012

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

よりして悲觀的觀測の下に工場を切り賣りを行ひ、残る範圍で生産も續行して漸次解体過程に在るもの。従来は手持資材の比較的豊富であるが傳へられてゐた大阪には斯様な動きは見取なかつたのであるが最近此種の傾向が現はれて来た。その中小企業は何れも資材拂底と資金難及び動力不足等の困難に悩みつゝあり、中には一時操業を休止して、廃品の回収、修理事業、或いは工場を以下全従業員が賠償施設撤去作業に雇はれる事を自論む等難局に切抜けに努めてゐる。全般的に見て生産活動の大半は家庭向製品に向けられ、一般に賃加工によつて資材難を切抜け操業を續けてゐるものが多い。苦難の中にも幾分根強く中小企業の特異性を示してゐる。尚大阪の特徴とも言ふ可く、雜貨工業に付ては漸く戦災の破局より立ち上り活氣を呈し始めてゐる。

0009

14
即ち新製品の價格審査申請に於ては雜貨が圧倒的首位を占めて居り化粧品硝子製品金屬二次製品が之に次いである。

(ハ) 資産評價基準の実施
近々実施される見込の企業の整備・再建のための資産評價基準による大阪の企業の整備状況を推測するに一般に資産の評價替へによる整備の可能なるもの二割、減資を免れないもの六割、銀行債権の減却に俟たねばならぬもの二割に及ぶと見られてゐる。併し最後の二割の中には大企業が比較的多少りから減却される債権の金額は可成大なり、減資を免れないものについては大多数のもの、整備後の一本立は難く解散か合同か若くは新會社の設立を行はねばならぬ運命に在る。尚債権の打切りが銀行に及ぼす

RA'-0122

0013

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(大阪情第二號)

大阪地方第三國人活動狀況 (鈴木官補調)

目次

序	第一朝解人	一
(一) 文化面		二
(二) 企業活動		三
(三) 商業活動		廿九
(四) 金融		二
(五) 雜報		二

(頁)

0010-3

No. 423

昭和十五年四月二十日

大阪地方情勢 第二號

取扱注意

終戦連絡大阪事務局

0010-2

RA'-0122

0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

序	一三
一 文化面	一三
二 企業活動	一四
三 商業活動	一六
四 金融	一九
第三總括	二〇
一 企業活動 業種別表	二一
二 商業活動 部門別表	二一
三 商業活動 品種別表	二二
附 第三國人現在者數	
第三國人不法行為發生狀況	二三
(目次終り)	

序

阪神地方は古より第三國人が多數居住、活動してゐるを以て、
 特には於て、朝鮮人、神戶に於ける中国人は顯著であつた。終戦
 後の活動は断然旺盛となり、各方面に侵し、その或る特定分野に於
 ては既に中核的勢力を確立してゐる。第三國人活動の全貌を把握するに
 とは非常に困難であるため、本調査も唯判明する部分に就いてその
 断片なるを免れず、併し乍らその活動の一端を窺ふことによつて
 全体に対する理解に資する處ありと思はれる。且、確定的な資料
 が乏しうため推定部分も多し。之等の不完全を良く諒承せしめ
 小段。

〔註〕在日華僑、在神在住者の資本及び企業投資狀況については
 世界經濟調査會發表の「日華經濟關係の再建」(昭和二十二年三月)の附屬調
 査第三號「在日華僑と其の資本」に就いての中心詳細な數字が記述されてゐる。

0010-43

RA'-0122

0016

2

2. 子故又ハ小國ナリ部分ハ此所ニハ割愛シテ

昭和三年十月末現在大隈在住第三國人數

国籍別	今月末現在者數	送還者數	備考
朝鮮人	九五、一三〇	二四八	
台湾人	二、九三五	一八二	
中国人	一、三七一	ナシ	
計	九八、二九八	五三〇	

第一 朝鮮人

序

朝鮮人は資本的ニ強力を背景ニ持たないため貿易の期待小く且大部分が終戦後の收得利益に依るものであり、然も多くの会社が正式且合理的に設立せられてゐるものでないかと思はれ、そのため講和條約

0010-5

瑞穂後は何れもとの形で制約を受けざるを得ないかと思はれて居り、現在は此の限定的、精神的強さを資本に於て生産方面に於て進本し居り、商業力、面は才二次的存在ものと見られてゐる。

(一) 文化面

(1) 教育

大隈管下

国民学校

六八校

中学校

一〇校

(生徒數二一、五八三)

(2) 新聞

新世界新聞

朝鮮新報

二社不発行部數合計十萬程度

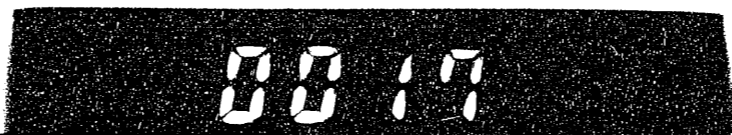
(二) 企業活動

(1) 金屬工業

企業數より見ると金屬工業が第一位である。地域的には布施市を中心として

大隈管下ニ在リテ

RA'-0122



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

4

散在する。相当程度の機械設備を有する組合員は二三軒、一千万円以上の資本金を有する会社も三四軒あるが中心をなすものは七八百万円程度の資本金を有するものも、之は約十七、八の会社がある。扱ふ品種とはホールド、ラト、捲類、バルブ、絞もの、釘等を製造する。鑄物はアルミ鑄物が主で布施市に密集し、若し鑄物工業組合(協同組合)があり、組合員は約千名位である。尚近く朝鮮人鉄鋼組合が出来て予定である。

氏名	住所	職業	推定資産	備考
	堺市	百貨店		
	比治と嘉永町	鉄工業		
	中江町、相原町	金物製造		
	中江町、長吉村	三陽工業社		

0010-6

(2) ゴム工業

企業規模の大なるものは、地方第一三國人中首位を占める大規模な工場がある。神戶のその七割は朝鮮人の住める所である。地味的には生野と鶴橋を中心とする。製造原料の七八割は副産物と思はれ、主としてタイヤ、チーゴ、ゴム、バルト、靴類と生産してゐる(地下足袋の旭印は有名)

三島新田町	鉄工業		
西尾町、野里町	伸銅所		
浪速区、内半町	ホルト		
西成区、極道	ナフト工場		
西成区、由寺町	ホルト		
中江町、新田	アルミ		

福正アルミ社 鋼下井 一五〇〇〇
一五〇〇ニ分の一 鉄の生産能力あり

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0018

7

(三) 商業活動

豊成市 神路町	山口ビル	
泉大津市	及工工業	
吹田市	製材業	
吹田町 政高	及工工業	
泉南町 日根町	石綿加工	
旭産江所	セックス 製造	
西成区 橋通	皮革工場	
尼崎市	パルパ	
布施市	印刷工業	
神戸市 青谷	伊之製靴	
神戸市 須磨	化粧品製造	
神戸市 三宮	化粧品	

全国的に取引

0010-8 /

8

化学工業 代用石鹼の製造と主として組合の加入員一〇余
 下資金金は二、三〇〇万程が大部分である
 繊維工業 織物業は主として京都に於て大規模に行
 ったが、組合員は二三八名、平織機械一〇三八台、力織
 機一四台、位行と言はれ、原料は大抵平織を、その他は
 それ以外の方法にも補ひ、敗路とては地方農村に出して
 ある
 その他セルロイド加工の雑貨部門、代用醬油製造、食料
 品加工業、或いはセルロイド製造（大抵ものは一千万以上の資
 金を有する）等がある
 判明してある有力な業者
 氏名 住所 職業 推定資産 備考

陽市 遠里小路	鉛製造			
---------	-----	--	--	--

RA'-0122

0020

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

以商業活動に従事する朝鮮人は数的には多し、勢力は中國人に劣る。小賣商人の間には、力が多く組織的なるもの見られぬ。路天商人を除き、商人は凡て日人か青商に卸す。為課税は非常に困難であるが、留市場とすは、下金間市場に分散して入り込み人である。

氏名	住所	職業	推定資産	備考
	泉比路河村	上建		
	堺市耳原	時計		
	西成区松田町	飲食業		
	南区南地			
	三島区三宅	上建		
	南区河野大寺	銃成百カ		

北之宮根三	三和商船		
神戸市難波	智気業		不ニ智気ニ在
神戸市西	旅館ニ在		
神戸市西	旅館ニ在		
東區ロート	靴洋品		朝鮮人駐留温順 初長 住温順 情報

(三) 密貿易

昨年五月、十月両度に米と壹收博多に揚陸。六七月に約四十件(甲朝鮮人も含まれる)で総量五十万石を博多に運ぶ。尻釜川附近の機帆船は殆ど鮮人所有の物である。

(四) 金融

金融機関の取引は未だ左程顕著ではない。帝國銀行三和の預金は約二億五千円見込(廿一年一月末)と云はれ、内約六割は自由預金と云はれてゐる。三和今里支店に朝鮮人が及ぶが二千円を預金して、三和

二冬我區各に又庫務司

0010-9

RA'-0122

0021

三菱が福任公司(纖維業)(理事長 洋才某)一

外に洋個人に

(同公司の資力は

柳川の朝鮮銀行を丁万円の朝鮮銀を社と一〇〇万円で買収し、これに大改商事に志すを打たれに

朝鮮人の投資対象と見られるものは、東洋紡 郡是製糸 日正紡 鐘紡 松竹大映(約三万株位)等

とある

(五) 雑報
東成巴玉野に一千円以上儲けた朝鮮人七名、内検査員(ゴム、ナイヤ、ナイロ)は一億円と言はれる

今星の一流料多し。統計によれば
十二月甲 豪遊客 朝鮮人七 邦人三

一月中 豪遊客 朝鮮人三 邦人七

第二 中國人

序
資本的には國資本の支援と期待し我勝國民として條

約締結後に於ける格別の貿易活動と望んで層級

等相互の商業道德は極めて徹底し民族的トラストを

形成し非資本主義と採らる

(一) 文化面
総合的組織として非資本主義のあり、今後非資本主義格として極めて民主的の機関であり、経済企業方面に於ても華僑の代表的の審議機関として活躍してある

外に國際總商會 明星會 神農會等がある

0010-109

RA'-0122

0022

國民委員は約四百名位居る
文化的団体として南星会、國際協会（大改）内
会長陳ニトナシ等がある

新聞

國際新聞：實情四十程が社長は唐啓楷のみ
その國府中國代表團承認の唯一のものである。その他大
改には中華新民報、國際平和新聞、中華パルク
等の機関紙を存する

此の外文化事業として洋剣なる男が有馬地獄谷
の觀志カラシト立てゐる。

企業活動

中國人の此の分野に於ける活動は一般に低調であるが、
その中で神戸に於ける製菓業は特筆するものがある。こ

以外には製粉、醸造等の名人である

製菓

明星 曉星 大明等がある

太信実業公司（資を一億）社長黄正居 大改支店長貞

成家）所謂太信バナナファクトリーの名で有名であり、斯

界の最盛業者である。又森永の秘密協定と結び買

収計画も考慮中と臆測されてゐる

神戸に於ける製菓の八八割は中國人の又はその名

義を借りる日人による行はれてゐる

判明してゐる有力な業者

氏名	台	住所	職業	主要資産	備考
	豊田	京大津市	製菓		太信実業公司大改支店長 同社長黄正居の甥 大々的製菓買入を行

大改支店長黄正居の甥

0010-II



19.

能正の八代にサツカリンを加工して下ろす。台湾の砂糖・かりん粉と輸入し見返高として織造製品をリクス等とあしらす。 (四) 金融 赤記太信定業公司は為銀に對し相当額預金する模様あり。詳細不明。中華麗洋行(化學工業)三和(約四丁)同建興物産公司(北海道の海産物取扱)	華 神戶 五田 中山 北野 五田	料理 医師	華 華麗洋行 中華料理飛龍 料理組合別組合長 華僑病院々長
	華 神戶 五田 中山 北野 五田	料理 医師	華 華麗洋行 中華料理飛龍 料理組合別組合長 華僑病院々長

0010-13/2

華 神戶 五田 中山 北野 五田	料理 医師	華 華麗洋行 中華料理飛龍 料理組合別組合長 華僑病院々長
華 神戶 五田 中山 北野 五田	料理 医師	華 華麗洋行 中華料理飛龍 料理組合別組合長 華僑病院々長

RA'-0122

0025

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

卸賣	四四五	二一	五		四七一
生産	一一四四	六一	三六		一二四一
小賣	二〇五二	一七八	八〇	八六	二四〇六
ブローカー	六三三	一九四	一五		八四二
於門別	朝鮮人	臺灣省民	外國人	その他	計
(一) 商業活動部門別表(大改訂下)	朝鮮人	臺灣省民	外國人	その他	計
計	五三四六	一〇	六	五三六三	
其他雑工業	四三二	三	二	四三二	二
食料	五一	一		五二	
雑貨	六四			六四	
織維	三六			三六	
機械	九八	三		一〇一	
化学工業	一六八		一	一六九	

各課各反事務司

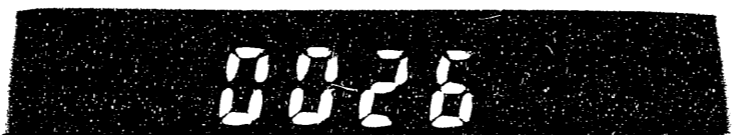
0010-14

計	二二〇	四一八			
金屬工業	四一五	二	一		
計	二一七	一	二		
業種別	朝鮮人	臺灣省民	外國人	計	
(一) 企業活動業種別表(大改訂下)	朝鮮人	臺灣省民	外國人	計	

は三和に約下り用預金して、華僑銀行の設立も考慮せらるゝ。紡績新聞等への投資の動きも見える。神戸華僑は土地投資に集中し、特に三官に於て著しく之を資金を権利化せんとする。日米人の新田融資も見え、一月三割の利率或は利益折半等の條件が行はれてゐる。積貯下あり

第三 総記

本表



23

附第三國人不法行為禁止状況 参考に昭和五年十二月中の第三國人不法行為の表 付する何れも検査等若しくは送局等小なる件はあり。	計	その他	皮革	製塩	機械	食品	織物	藥品	野茶
	一〇七六	一二二	二	一一	一一	六〇	二八		三
	二六九	一五	一〇			二六	一三	一	二
	一九一	一三				四八			
	九六	二							
	一六三三	一五二	一	一	一	九〇	四九	一	五
			二	二	一				

二冬期匪各二見事等司

0010-15

24

(三) 商業活動品種別表(大政行下) 朝鮮人 臺灣省民 中國人 その他 計	計	四三六	四五四	一三六	九六	四九六〇
	石					
	食					
	牛					
	麻					
	乾					
	果					
雑						
古						
飲						
品						
種						
別						
朝鮮人	三三					
臺灣省民		五				
中國人						
その他						
計						

RA'-0122

0027

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十三年二月二十四日

及連第一一〇号

終戦連絡大阪事務局

大坂連絡調整事務局
局長 福島博太郎

連絡調整中央事務局
局長 曾根益殿

昭和二十三年一月分労務月報送付の件

標記昭和二十三年一月分大阪府労務月報別添の通り送付すべし

御査収願ふ。

128

23.3

0011

RA'-0122

0029

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

職策一六三號

昭和二十二年二月十七日

連絡調整中央事務局局長殿

連合國軍関係労務月報に関する件

別紙

労務月報

一 労務概況

求職者は前月より増大したが軍の要求する職能水準が従来より高いのと給与条件が一般賃金と比較して悪い関係から現実には定着就労した者が少く現状であつた要求に対する充足率はやゝ向上の傾向である。これら労務者の募集に際してはラゲラ放送新聞広告、ビラ等より極力完全充足を目標に努力してゐる現況である。

大阪府

二 労務獲得

A 供出に困難なる職種及措置
互斯熔接工、ラカ吹付工等の応募者は少なく其の上賃金低層のため目下供出に困難なる実情がある。尚餘院員の応募者は多数であるが退職する者が甚だ多。これら対策としては新聞、ラゲラ、ポスター等により求職者の開拓に鋭意努力してゐる。ラゲラ、ビラの採用条件を高いたため適格者が稀少である。これに充足については豫備登録者の呼出し、新聞広告等により極力充足に努力してゐる次第である。

0012

RA'-0122

0030

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B. 應募者過多なる職種及之に於りたる措置
事務員、P. 運轉手等は將來就職可能者として適
当と認むるものは豫備登録をなし優先的に紹介に努
力してゐるが急を要するものについては出来得る限り他の職
種に振り向ける又は本人の希望等を聞いて一般会社工
場（就労するやうに指導してゐる）

C. 退職者とその再就職対策

退職理由の正当であるものについては出来る限り同種
職場に配置するやう特に留意してゐる。

三. 賃金

A. 一般賃金の高騰は依然として續行してゐるが運合軍
労務の賃金は依然として他の会社工場等の賃金に比
較して低額であり官庁職員のそれよりやゝ高額で
ある

大 阪 府

ある程度であるためこれが賃金の増額についてはなほ
一層の考慮する要があるものとする

B. その調整のための措置

物資の特別配給に依りその調整に努力して居る

四. 持配関係

A. 対象とその品名及び数量

米穀一種二〇〇丸 二種一〇〇丸 三種二〇丸 四種七〇丸
清酒一人一合宛

五. 進駐軍労務者に対する厚生施設及び事業

曩に進駐軍労務者物品原資所を各連合軍関係
公共労働（職業）を定所に特設したが之が振元を計
つて物品の原資を強かに実行すべく計畫してゐる

六. 進駐軍関係労働組合及びその動向

0013

労働月況 11月 大阪府

A 求 労働者数	1,505,338	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	26,609 11,3829
B 供 労働者数	1,500,106	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	26,609 1,3497
C 月 末現在 稼働者数	6422	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	1,029
D 未 払賃金 配	2,182,808.04	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	4,350,662.59 1,683,750.46
E 特 別賃金 配	1,416,361.50	1. 建物維持管理=必要者 2. 上記以外者	1,811,886 1,347,242.14

0016

0033

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

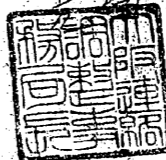
既連合 第二五號

昭和二十三年四月十六日

連絡調整中央事務局長官

曾 神 益 殿

大阪連絡調整事務局
局長代理 安藤 吉也



0017

執務報告書送付の件

(各三頁)

當事務局昭和二十三年二月分並に三月分執務報告書

一括何号御送付迄に送付するから御查收願ひ度い

尚内容には機微な事項も含んでゐるから取扱に御注意を

相成度又當事務局は事務多忙にも拘らず人手も少く

のり報告書の内容及印刷費に杜撰な点があると思ひ

は小るから御諒承願ひ度い

地方課長

連絡調整

本信宛先

各事務局及出張所

RA'-0122

0034

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和三十三年三月

大阪事務局月報 第一号

大阪連絡調整事務局

0018

RA'-0122

0035

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

總務部関係事務

- 一 當部の所管事項は次の通りである
- (一) 文書 公文書の發送收受及記録保管
- (二) 電信 電信の發送(受信は特に無電機に依り本有より) 直接受信す。及記録保管
- (三) 會計 當事務所の會計事務 終戦処理費、支公、監督
- (四) 人事 現地採用職員の採用監督、其他
- (五) 庶務 招寄計畫及運用、向長官邸の管理 各種便宜供具、其他他部に属せしむる事務
- (六) 自動車、維持配車、燃料、入手、保管
- (七) 進駐軍関係事務に關する証明事務

二 構成人員及担任事務

部長	連務調整官	井上 實	總務部所管事務全般
副部長		吉川 一雄	終戦処理費、支公監督、 招寄計畫及運用、入手事務、 向長官邸の管理、配車事務
主任		田中 健彦	會計事務 部長補佐
係長		福丸 三益	電信事務
		宋本 豊彦	文書事務、証明事務
		三木 暢子	燃料関係
		加藤 三子	文書事務補助、招寄関係補助
		吉田 知二	會計事務補助
		熊野 久男	庶務
		木村 善吉	自動車運転手
		萩尾 玉吉	

0021

三、人事関係
当事務局の現地採用職員は給費外他に比し僅く且大段
存貯共々他大段駐在。他官方には消費組合共々他の
厚生設備があるため退職希望者多く慰留するのに
大童であるが採用の際にはこの点も御考慮の上給
費と出来得る限り尚く御決定願ひ度。

四、経費関係
二月一日より弁足しに連絡調整事務局の経費は年度末に
至るも配賦額の御通知すらなく計畫も尙たず又給料
共々他を立替へる連帳資金もなかり凡ゆる方面に
支障を来たした。当局としても存貯や金融機関に
迷惑を懸けることは好くない。事情で何とか本省に於て

宜敷しく御考慮願ひたりものである。

RA'-0122

0038

二月分渉外部事務報告

一 所管事務の概

人事會計庶務及賠償並に住宅管理文庫以外の事務は豫人担当
部で取扱ひてゐるが其外事務の概は次の如きものか
ある

- (一) 進駐軍関係事務の連絡取次事務
- (二) 民間並に各官庁の進駐軍関係事務の要求陳情連絡処理
- (三) 軍事警察裁判所及び民事警察事務の保護連絡
- (四) 一般外國之籍人等の陳情其他連絡事務
- (五) 米販外人接待幹施支保
- (六) 掠奪物品の戻り等
- (七) 朝鮮人冲繩人及大島送還者支保連絡事務

二 文化団体及学生支保指導及援助

- (一) 調整連絡事務に関する新聞公表事務
- (二) 各種報告書の作成(定期的な報告書は調査部)
- (三) 事務当局関係各種支保支保信の保管及整理
- (四) 精算人員及各種当事務

渉外部長

岡崎連絡調整官

渉外部事務全般 總括

進駐軍管務事務 新聞公表

文化管務事務

英文公信 起案

渉外部長 補佐

法務事務 學生団体援助

対進駐軍調査報告

滝本連絡調整官

0022

0023

渉外部長補佐
学務事務

局長付
英文公信管理

対進駐軍各隊連絡事務

渉外部長補佐

進駐軍各隊事務

診療事務

対進駐軍調査報告

府下各隊連絡

局長付補佐
進駐軍各隊連絡

渉外連絡調査官

渉外連絡調査官

重田 祐三

印 塚 龍

重田 祐三

(一) 事務概要

各年七月福島参事官局長就任以降、従来より軍政即
首魁即より絶えず呼出を交へ、相互官の親睦を固
事務運営の円滑を期し、毎毎水曜日午前九時府市官
長及係官と連絡会議を行ふこととし、毎週之を行
ふこととし、相対相互官の意見疎通を図ることを
調整事務が最近非常に円滑に行はれてゐる。
府側は従来よりその精誠面が多岐であるのと、概構が甚だ複
雑な内印的の連絡態を保持し、係官の所謂層官事務
系の下係長級以上は全然事務の融通し、多量に進駐軍
係方面より連絡呼出があつた際、全然説明が出来ない事
であつた。此中軍政即との定例会議及事務局より再三回

0024

知事は依頼し最近漸く府の印的連絡も内閣が行く様
 になり。然しこの印の部長は、実務に積極的行動は
 相場の時目も要すると思ふ事。
 軍政印側は最近では大政府の件と連絡運格する向あり
 その問題に及ぶと後日軍政印より連絡照会あり巨際金
 開如く多々この層あり。知事及副知事知事以申入
 れた結果、進駐軍の連絡事務は最前部不到りまで前
 には前後知事府側係官より口頭又は文書にて連絡あり
 ことになり。
 当方で処分し、事件の主要ものを別紙より、上の通である
 ことになり建設に要する件

公表せられたことに対し、軍政印は一月日之書にて「スチ
 ン」の使用も、資料が少くは、小を任意建設に使用する方か
 良いの注意がある。この関係方面の指ホト一以。
 (一) SCA P 係官派遣に關する件 (二月三日改定不士号) 参照
 二月五日 SCA P の E. S. のアパートン女史生鮮食料品統
 制強化使連運動のため、經濟局長印の係官等同突然
 来政し、長官が又は大政印より、河野率前連絡
 なく、大政印を利用し、このこと、昨日は翌日
 あり、在會場を鮮人満座会同に予約し、あるが、
 會場が利用困難を生じ、大政印、遂に軍政印より、
 指令を受け、之を利用し、鮮人制の係官等、
 暗使、必要あり、昨日は在會場、大政印の係官等、

すまじ得長

度ハ會場費二千七百円及通訳其他の可なり食費も大阪
守定前が支出し多く府側が支出し一に於て將來はかかる會
合は事前の爲めに送結願一に尚大阪に於ては唯一の會
合場は中央公會堂であり大体一月前より會場一
般の催物肉俵有かり均してゐるこの裏も總司令側は送
結願一に

(三) 府學務課長罷免問題

府學務課長が軍政即達後より指令を以て事務を内閣に
運送し多くこと多く困る者方ありも注意しとあるが
か遂に軍政即達より一月日右課長の罷免を要求せられたり
副知事と数次に亘り協議の上右方より軍政即達を種々

交渉の結果之と他大轉職せしめられたり 従来も軍政即
より府側採算の罷免を要求せられたり 数次あり今回
は轉職を以て肯せりとの事であり此が右方より持衝の導
右稱のことで漸く共着し又長に教育即達を空席に
軍政即達より教育即達は重大問題なり若年五月
末日迄に任命する様式による指令があるが二月に於
つてやと教育即達を着任したる従来より軍政即達の教育即
は活潑に活動しつゝ右に府側が積極的の平と打たせしむる
軍政即達より非第に之痛を買つてゐるは遺憾である
幸に最近に漸く内閣に付まつた

(四) 進駐軍要員給料の事

進駐軍要員給料は従来は大政府職業安定課が行つて
二月二十日より總務省に送外課に移管された

0025

0042

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

近畿地区の進駐軍要員の給料は、京都地区は大阪
其他と比し、著しく高く進駐軍地区（大阪兵庫）方面より
皆兵庫大蔵を水引で行くのが要員の降職する者も多
く、廿五師団警務科長等、之の防止対策を要取すべし
と云ふ。三月三十一日大阪府で京輝協賛、兵庫、奈良、和歌山
大阪府及警務科長等出席の上、協議、長が京都の降
は初任給が各職種別共最高給が支給され、給人と各月
毎に九月百円進駐軍給としてある事か判明し、この要
大阪及兵庫は兵庫個人の数が多い（大阪九七〇、兵庫七〇〇）
給金額が莫大なることになり、京都は三百名以下で給四、
金額が省々であることになり、この不均等を考へたのでは
ないかと思はれるが、此等、金の散り、統一が望ましい。

最近せめて進駐地区の予給料の統一を図るべく新用
努力中である。

(四) 進駐軍警務科長の特配の件

進駐軍警務科長を確保する為各種の処置の配給を行つて
いるが、二月中特別配給したものは洋服地三米（一人宛）六〇〇人分
石炭二〇〇〇個作業服二〇〇〇套であり、目下新年度の配給計画
中である。

警務科長の特配は配給物資の入手が甚だ困難であるので
せめて中央より、今一層大々的物資配給の望ましい。

(六) 警務科長診療所設置の件

森保は従来大阪府衛生部医務課が主催して、浪が二月中
三月五日、上総機部派外派長に移送された。

0026

0043

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0027

大隈に於ける労務者は七〇名あり各診療所、診療場
は多忙を極め、現人已進、軍労務士官履行の公報証明書
持て来るものが、その費用も相当、苦人である。

公報証明書の発行を指令が中央よりあり、進駐軍側の指示
を指令の牙を受け、支拂ひあり。この兵隊側は昨年一
と三月及本年一月の公報で詳細中央に照会してあるが、

に回答を受取らない、を感ずる困難である。

(七) 外交総務会に関する件

近畿地区(京阪神)で在日外交総務会と催して、二月十八
(大阪商工会議所)二十(京都)廿一日(大阪毎日朝日)二十二月
(神戸)の日程で東洋報情報部長の講演会を開催し、

(八) 道路資材に関する件

4

当地に進駐する部隊は、^{不除}交通道路の問題が
軍需物資運搬會議で屢々持ち出され、軍政部長の幹下
進駐軍用セメント其他の入手が困難なるに、市及府に道路
に使用するセメントの割合を、道路のメンテナンスが出来
ない現状である。

(九) 講演会に関する件

中央より講師招聘が不可能な場合が多いので、當局員で出
得る範囲で各方面に出張し、二月中には安藤次長が岸
田、青年團發会式で講演、長崎連絡室は二月十七日進
駐軍内務省の訓練所で、渉外部事務内各外人の折
衝が、三月五日南高等女学校でアメリカ留学校
事務の講演を大々行った。

RA'-0122

0044

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0028

(1) 陳情書関係

二月中の当分の陳情書は三件で、その中二件は日本軍関係の物件、下は下南、その他一件は自動車轉用に関するものがあった。

(2) 軍政印の定期的な表文報告を行なう

- 公職進級通報 毎週土曜
- 火災通報
- 月報
- 必要物資高給月報 毎月二十八日
- 漁具生任配給月報 二十九日
- 必要物資配給価格統制月報 三日

16

- 食糧配給価格統制月報 五日
- 靴配給月報 五日
- 住宅建設月報 五日
- 外国人に対する食糧配給月報 六日
- 警察業務月報 七日
- 石炭配給月報 十五日
- 労務月報 十日

(3) 情報関係

情報局調査は当地商社、新聞社及学校方面で希望者あり、この下に取次ぎする。貿易業者あり、意見は当地經取に伝ふる各週中央に送

RA'-0122

0045

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0029

其地各種の業界の動きを新聞報道の程度に中矢に報告して
いる。
貿易業者が、纏取長所と概括して見ると当地の各業者
も多大の困難を感じているがその理由の重要なるものは次の様である。

- 1. バイヤー側の一方的な値税の申出でのため折衝の余地がないこと。
- 2. 為替相場が動揺に決り不向きで、業者として貿易利益の値税のつけるのが困難なこと。
- 3. インフレによって生産業者が苦んでいること。
- 4. 原料の手持が短く、インポートにコストがかかること。
- 5. 貿易手続の輸出に必要とする支拂が遅く運送資金が行詰ること。

18
バイヤーの希求する品の目録つかないこと。
ク東部でクナ輸出手続きが未了なので業者が殆んど未成し
なことに等である。

RA'-0122

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和五年四月

大阪事務局月報 第廿号

大阪連絡調整事務局

地方課

三月分執務報告見出

一 政務関係

1. 機構問題 是次大阪府海外機構問題 3. 墨政部指令
4. 地方自治法改正問題 5. 内務省解任問題
6. 出入国問題 7. 小倉附洋行官制執行問題
8. 入国審査官制問題 9. 府内官制改革案

二 教育問題関係

1. 朝鮮人学校閉鎖問題 2. 新制中学校設置問題
3. 針文紙検査会 4. 各道議事会 5. 英語研究会
6. 通訳養成所

三 文化格差関係

1. 物産博覧会 2. 海産物博覧会 3. 大阪府立図書館
4. 大阪府立図書館 5. 大阪府立図書館

四 時局関係

1. 連勝軍関係 2. 旅順関係 3. 遼東軍関係
4. 遼東軍関係 5. 遼東軍関係

五 連勝軍関係

1. 連勝軍関係 2. 旅順関係 3. 遼東軍関係
4. 遼東軍関係 5. 遼東軍関係

六 其他一般事務

1. 賠償新州常關 2. 賠償新州常關
3. 賠償新州常關 4. 賠償新州常關
5. 賠償新州常關 6. 賠償新州常關

0030

RA'-0122

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三月分
満洲部執務報告 第三号

一、政務關係

1. 換構問題

その他も此種問題懸けありと思はるが、軍政部内の
換構と府廳内の換構が合致し得ないが、軍政部
側の一事件を連係し、延滞力を依頼し、其理由
の蒙りてゐるが、報告の場合に伸々然一困
難で、人々の手、當面でも取付せざるを得ず、又回合
の時間的の違はるから、軍政部側より日本側の事情
の遅滞と批判されることが多い。一方最近では軍政部
に依頼した事件が早急に解決されないこととなり、
あるの、是れ世方を申入ると、軍政部からは一応問題
方面と協賛しなくてはならぬと云ふ田舎と得るのみで

2. 満洲部と中央の換構問題

各地には中央の換構問題が三々もあつ、人望はそれ、
五三名の有り、満洲部側では、中央の換構問題の引揚
運常と起すことか、存に於ても満洲部と一考す
米岡大佐等が主に入れたるに、信長と一軍政部等
より、是れは所望と考す、ゆゑ、各側とも軍部と交渉も
満洲部と一考すことか。
然し存側とせば、各個人の交渉は不馴れと云ふもあ
り、故に換構を大問題と考す事件は複雑化し、不馴れは
各側とも協賛しなくてはなる。又軍部側にも多量の問題が
に運送のあるが、存及軍部側にも多量の換構問題が
はるが、是れも一考すことか。

0031

RA'-0122

0048

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3. 軍政部指令

軍政部より各部隊に自衛隊の直接交渉すること
適法であるか否か一々軍政部に理由を述べた
命令がある。前記の如く時局を要するに
直接各部隊より日軍側へ指令の場合もある。又
日軍側より自衛隊へ直接交渉を要するに得ないこと
あり、軍政部指令より直接交渉は行はざる場合もある
あり。

3. あいさ

又軍政部側より日軍側へ指令がある場合は、
その理由を述べた理由としてあるものがある。軍政部の
二部は各部隊の直接交渉は、自衛隊の呼称や、その
さい問題と指令するものがある。事務上の都合から
軍政部に統一しての直接交渉は行はざる中に入
る。

4. 地方自治法に関する問題

地方自治法が一月施行されて以来、軍政部側では
米國式の自治法と全く命令のものと誤解して、その
多く、命令で地方的に如何なる法案も通過させ、施行
させようとする。自衛隊設置に関する法令、交
通法規等に関する法令等と命令と提案する。標榜
命令とあるものがある。此の各種の説明として、先ずその
納得させるのに困難を感ずる。

5. 内務省解散問題

内務省解散の施行の目的は、法令命令、命令解散後
は如何なる様子が、主権をどうするか、知事と日本警察
の法令施行と代行するものがあるといふ事だ。進駐軍
側には、解散せられた軍政部より、各法令命令と地方長官
の代行し得る根拠を求めらるる。軍政部は、軍政部解散と内

0032

RA'-0122

0049

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

へる事もあり且十二月以後は英文官報もはく継続の
必要もあるが、當局の事務が沖を繁雑してゐる
二の奥中央で週司令部制に對し、週誌的に改訂して
おいて頂きたい
一例として外人登録令の施行主体の問題がある

0033

4. 密入國者問題

此の問題に關聯して朝鮮からの密入國者の多
の確證の問題があり、最近當事務局に於て關係法
全部を整理整理完了したるが解決するに思ふが
朝鮮より當地への密入國者の多きは其産党指導
者で、C.I.C. 憲兵隊、日本警察官測下は検査すに
努めてゐるが、検査すしても密入國者として又入る

6. 確證手続に關し

第廿五師團法務部及軍政部法務
官測と刑記のC.I.C. 及憲兵隊と見解を異にして
いふ故事情処理が法務部にて、本件については、進
本格的に廿五師團法務部と折衝を開始する予定であ
現在當地には密入國者として検査すされ、留置場にて
六十日以上拘置されてゐるものか七十名余りもある。

7. バイヤー附添派官の觀光に關する問題

先日當地留貿易係の初秋山縣の業者（連絡して
バイヤーに觀光をせよ自分も同行して一泊し、飲食を要す）
而も其費用、宿泊料八千五百圓、自動車賃、夕食代
九千五百圓を初秋山縣に支拂はせたり、初秋山縣に
てはバイヤーを觀光に役人が觀光旅行として憤慨して、
本件は中甸の當地の形勢で喧嘩を起す。

RA'-0122

0050

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0034

又ESSのレスク長末段の件

ESSのレスク長は三月九日大坂府へ来訪し、未訪の北が来訪し、
先づ全長との通話も電話で連絡し、織田製薬員及
食糧の調査に關して大坂府の伊藤長全長と商工局
係官と召集して、おし程西平があらわりの一、係官全長
と行會議事堂に召集し、待機して、この日
臨席レスク長の質問内容は當地の係官が説明する。傍日
も北が中米でも判り、ESSの北が、召集全長中関係の
北の何もあり、一問甚く失くす、北の何あり、
北の待機や自動車提供費用の問題も、北の何あり、
北の不急不要の未段は、北の何あり、北の何あり、北の何あり、

8 研究員末段

本年の研究員末段、北の何あり、北の何あり、北の何あり、
廿五日未段、大坂府員湯、北の何あり、北の何あり、北の何あり、
日向總務部長と大坂府経済界の動向に關する座談會
主催の後、鐘柄屋、北の何あり、北の何あり、北の何あり、
先回の場合と同様のおか、大坂府、北の何あり、北の何あり、
英へ研究員に各方面の事情を是非研究する、北の何あり、
北の何あり、北の何あり、北の何あり、

に英語研究会(E.S.C)を夫々設置し、進駐軍映画等
上映したり各種の研究会を合意を厚く催してゆく。
現在では金費四一三七名あり。

0038

4. 通訳養成所

14
通訳の不足を充足し通訳の素質を向上するため、実際
は労働局が主催となり、表面上は大阪貿易館に主催させ、
高級英語通訳養成所を昭和三年四月に開校し、その
の養成期間中各種の教育をし、既に第二期生を世に
送り出し、その中には第三期生八十名の講習を終へる予定
で、第一期生も多量に卒業し、卒業生は總数約三百名
に達し、第四期生百四十名も今日入所中、これにはこゝ
ろ。

15

入所試験は大学卒業課程外の学科試験を課し、
年齢、學力に制限を設けず、一般に募集して、その
卒業生が各方面で優秀成績をあげて、その中で各方面
に好評を博し、就職率も九割以上で、第四期の募集
の際には三名に一名の競争率であった。
当所には進駐軍部隊や貿易商社が多く従って通訳の
需要は相当多量かつ、養成所は大坂行の正式認可を
得て恒久的施設とする予定である。
講義は労働局関係連絡官、英文毎日編輯長其他
関係の各大学教授により、全部英語で行はれない。

RA'-0122

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0041

規定超過以上のオーバータイムは満額原費とは
 ないが、タイムオーバーが多くなると給料の差は甚かしくな
 る。かあり、
 當分のことは、身入算より給料規定を出して、
 かり、全体的に給料基準は一定であるが、
 近畿地区、予備地方に給料の差の顯著であるこ
 とは不考である。予備、近畿地区の給料の差を
 回ることになり、大阪府庁官に各府県係官の
 資料を蒐集する。中央の陳情も、見下ろす。
 参考として、近畿地方の給料と北の場。

職名	金額	兵庫	大阪	奈良	和歌山	滋賀
局長	2,799			2,188		
課長	1,500			2,248		
主任	1,649			2,318		

21

職名	金額	兵庫	大阪	奈良	和歌山	滋賀
局長	2,117	1,525	1,540	1,524	1,600	
課長	1,760	1,000	1,150	1,445		
主任	1,938	1,282	1,344	1,484		
係長	1,540	1,395	1,010	1,335		
係員	1,122	955	960	1,320		
下級	1,331	1,145	785	1,327		

0058

RA'-0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3. 防疫対策

三月十九日、各府県に発生した赤痢患者は、軍政府より注意あり、府及市側の保衛と軍政府の衛生上の協力を要す。市は市周辺の水改修、及び一億円の予算を計上し、大阪府は予防疫射と一般市民の施行を、神戸市は、防疫対策の一審判題として、予防疫射の普及に努む。予防疫射は、美濃、岐阜、愛知、他府県に、予防疫射の普及を奨励する。

4. 土木工事関係

本邦土木工事の中心は、軍政府の中心となり、道路と水利工事(河川、大和川、淀川)特に、住居の復興、農作物の貯蔵施設の増設に努む。予防疫射の普及に努む。予防疫射の普及に努む。予防疫射の普及に努む。

最近の予防疫射の普及は、軍政府の中心となり、道路と水利工事(河川、大和川、淀川)特に、住居の復興、農作物の貯蔵施設の増設に努む。予防疫射の普及に努む。予防疫射の普及に努む。

5. 三月の臨時報告

- 1. 終戦以来、朝鮮人の強制労働は、日本及び南支那の利権を占領した。
 - 2. 輸入統計
 - 3. 大阪府下に於ける、重要生産品、生産報告
 - 4. 給食、救済、検閲、その他
- 新規定期報告
- 一 大阪府報(通商関係)
 - 二 政治経済状況月報
 - 三 公職追放月報
 - 四 地方行政月報

0044

RA'-0122

0061

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

賠償関係事務報告

一賠償物件引取船

大阪地方に於ける最初の賠償物件引取外国船舶として中国船永興号「Yung Yung」号が四月五日夕刻前寄港地名古屋より入港し六月七日及八日の干在中に積荷完了九日午前十時半無事本帆し此の間九日午後九時より近畿海運局局長室に於てGHQ側より三担当官及大阪軍政評議員ハーマン少佐立合の下に中国代表陳氏及永興号船長及日本側近畿海運局長及宇藤大阪連絡調整局長代理の向と右對渡に因り署名調印がなされ茲に本船中國國係は無事終了した

本船の積込に相包個数は左記の通りである。

個数 三六八個 (内訳 大阪造兵廠 二八三個 香里

製作所 二三個 及白浜工廠 六三個)

總噸数 一、二二三噸 (容積噸)

尚本件に關しては既に公信を以て報告し已通し近畿海運局を初め荷積作業関係者等の指導監督宜しきを得て極めて円滑に短時間以て完了した。

更に今後引取船として六月二十三日中國第二船「Chang See」号、六月二十七日頃英國船「アスターナー」号が入港する様定である。

ニストライク使節團報告書の影響

本件報告書の關係方面に與へた影響に因りては口頭中及より電報の次第もあり未だ積極的活発な動きは見えないが本報告書発表以來賠償指定物件の除外及今後撤去指令の全面的緩和等を希

0045

RA'-0122

0062

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

望する向のあるは否定出来ない。本も当地造船所関係の様は賠償工場として指定せられざる小造船所が却て今後残置せられ様を傾向にあるのを懸念してある向もある。

三 賠償協議会定例連絡会

近畿地方賠償協議会の連絡幹事会を定期的に毎週月曜日開催してゐる。場所はその時の情勢に依り最も重要な作業に関連ある所を遷定してゐる。本報告期間中に大阪財務局管下の軍工廠の撤去がいつてゐる常以大阪財務局に於て開催した。會合する関係官廳は当事務局、大阪財務局、大阪鉄道局、近畿海運局、大阪商工局及び大阪京都兵庫の三府県で当事務局及び藤田鈴木両連絡官が出席、常に議事の進行に當つてゐる。

三月一日(月) 藤田連絡官本席 一般的打合せを以て

三月八日(月) 藤田鈴木両連絡官本席 一般的な事務報告の後、和蘭船に關する付、民間委員の件並びに「国外船舶入港の際の受入態勢」に付協議した。

三月十五日(月) 藤田鈴木両連絡官本席 一般船打合せを以て

三月二十一日(月) 鈴木

三月二十九日(月) 全右

四 評價作業

今般航空機工場及び「南兵器工場」の賠償施設の評價が行はれる事となつたが大阪府下に於ける該工場は二ヶ所あり。

(一) 之に關する主要事項を日順に述べて左の通りである。

0046

0063

0047

二月十四日(天)
二月十五日(水)

二月間以直了東京府下三菱工業多摩川工場に於てGHQ
主催の評價講習会がけは、当局より鈴木連絡官が本
張者席した。

三月十四日(木)

商工省中村事務官、東阪近畿地方賠償施設関係者の説
明会を行ふ。

三月十八日(月)

第一回近畿地方評價委員会が商工局に於て開催され、当局
より鈴木連絡官が同委員として出席した。

三月十九日(火)

GHQより派遣の近畿地方担当官としてTHローラ氏、地方
に駐在することとなり、未だ本館は大阪に置かれ、ことなれば、
当事務局係官は大阪軍政部に於て同部係官ハートマン少佐
並にローラ氏と会見し、今後の事務の遂行に關し打合せを行ふ。
右は賠償課の村田囑託と出席した。

三月十日(水)

大阪金屬堺工場に於てローラ氏本席の上講習会を開催した。

三月十一日(木)

川崎産業高槻工場をローラ氏が視察した。

三月二十六日(金)

ローラ氏並に押田中尉本席の下に大阪府下評價連絡委員
会を開催した。

RA'-0122

0064

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三月二十九日(火)

大阪に於ける評價作業の進捗状況報告並びに今後に於ける
視察打合の爲 鈴木連絡官はローラ氏と會見した。

四月一日(金)

大阪商工局に於て第三回近畿地方評價委員会が開催され
に。一般的問題並びに技術的問題に關して審議を遂げ
最後に当局鈴木連絡官よりローラ氏からの指示事項を
傳達説明した。

(二) 現在迄の右評價作業の進捗状況は左の通りである。

(1) イ、調書製作中の工場調書進捗程度は平均六〇パーセントであ
り、ロ、工場中の場合は全体の約半分を占めてある。
ハ、調書中のものは二工場である。

(2) 全体的に作業は良くおまてゐるが注意すべき点は左の通りである。

イ、原則として各社の帳簿によるべきであるのに標準價格表を
用いた傾向が多い。但し帳簿に依る場合は評價價格が高低
が多すぎるから此の問題は困難にして重大である。

ロ、使用認可機械には、シマウカ附とあるが、シマウカ機械にし
て亦、現実に使用せられてゐないものがある。聯合
軍側より善處方を要望せられた。之は引取國の視察と
想定した際特に注意しなくてはならぬ事である。

0048

RA'-0122

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0049

撤去作業

四月廿七日第一回調査通告を以て、別表の如く、作
業は進捗し、現在では全撤去完了、追加分の一部を除き、
岸壁迄、全部撤去済みである。
即ち第一回撤去令の後の追加調査に基づいて、旧大政陸
軍造兵廠、香里製作所及兵庫縣白浜工廠等の撤去
機械全部の相定を終り、白浜及香里の追加分の鉄骨相
定したものを除き、残余全部の機械台数を以て合計し、七
四四台（四月十日現在）が旧大政陸軍岸壁積荷所へ搬去せ
られ、積荷を行ってゐる状況である。

六、希望事項

（一）賠償関係

撤去令其他に基く賠償関係の計算に關しては、度々申
夫にお願ひを致し、通商手続の送金に遅延してゐる爲、自
動車其他各種設備の支払に支障を来し、是に基き、自
遂行を甚だしく遅延してゐる状況である。賠償金の設
置に伴ひ、委託支出金の引継ぎ、改定、並びに中央に於
てし種々申苦心あることは詳解し、既に述べた通り、
今後、賠償引取船が續々と大政港に入港の予定であ
るから、当方の事情中諒察の上、四月新会計年度より
は、一時的に速に申出を限り、前年度の方法にて送金方
向取計録度、
（二）報告関係
十天より要請せらるる報告書、其の取寄局関係のもの

RA'-0122

0066

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

で、そのほか、其他へ提出する期限任のものについては、急を要する場合は、財政當局より「クリエ」其他の幸便にて、大藏省へ提出する機会が多い。斯る場合、中央に於て大藏省より賠償一人へ整定なる連絡を、或は、早く其事情を早急に明瞭にする訣があるが、従来例によるべし、其向の連絡が圓滑に行はれてゐない爲、賠償一人より同存を事が要求せられて来る場合が多い。尤も、此方としては、財政當局に對し、此種関係書類は大藏本省に提出の際、必ず寫をを交する様、通共へてあり、今後、嚴重にこの方法を勵行される事となる。此方から、此方より、右一寫を賠償一人に提出する訣であるが、前記の通り、中央に於ける緊急なる連絡により速に事

0050

務を遂行し得る場合もあり、殊に通信交通の圓滑を欠く現状に鑑み、貴方より、此の吳大藏省へ適宜に連絡申入方お願ひする。尙、財政當局より大藏省に提出する賠償関係報告書（殊に、幸便にて上京提出する場合等）は、前記の存と必ず大藏省連調へ寫を提出する様、同省より、地方、財政當局に對し、指示方、貴方より、同省に對し、申入れお願ひ度お願ひする。引取船歡迎会
前述、永興号は終戦後、大阪港に入港せる最初の外洋船である。関係上、その歡迎会を関係官民で催す事となり、四月七日、大阪府立貿易館に於て、連調、海運局も初め、関係官民合同主催の下に、永興号船長、高級船員

RA'-0122

0067

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

中込代表（在阪中込代表も出席）及ラレーン榎堂官及
大政軍政部代表を招いたが極めて有意義であった。
今後の引取船入港に對する歓迎は規模と方法と於いて
必しも同様にすることは限らないが何れにしても此種催
討に連調としては特別は予算を有しておかない状況で
あるから此の莫大に於て是非考慮を致さるべき。

0051

寫
父連第八一號

昭和二十三年五月廿七日

連絡調整中央事務局
長官 曾禰 益 殿

大政連絡調整事務局
局長 山 重 信

執務報告提出に關する件
當事務局執務報告(月報)第三号(四月号)を
別添の通り提出する

本信寫送付先

各地方事務局長
賠償庁長官

0052

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0122

0068

昭和二十三年四月

執務月報 第三號

大阪連絡調整事務局

0053

RA'-0122

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

一 總務部關係

二 渉外部關係

一頁

一 不正入國朝鮮人入國問題

一頁

二 地方自治問題講習會

九頁

三 朝鮮人デモ問題

一頁

二 衛生厚生關係

一五頁

ノ花柳病患者豫制措置問題

二頁

三 浮浪兒対策問題

二頁

三 陳情關係

ノ元山本島一所有に係る家屋の掛下陳情の件

二七頁

二 進駐軍學校見学の幹旋依頼の件

二八頁

四 文化啓蒙關係

二九頁

一 進駐軍關係青年講習會

二九頁

二 通訳學校卒業式及入所式

三〇頁

三 プランパンク (Edmond C. Blumstein)

三一頁

五 定期報告關係

三三頁

六 軍政部關係往復文書

三三頁

七 會議及集會關係

三三頁

一 近接連調局連絡會議

三四頁

二 市警察局長入式

三四頁

0054

3 貿易振興博覧會
4 諸号手続試験委員会
八 労働関係
三 賠償部関係
一 評價作業
二 SP 機械破壊状況
三 賠償引取船

三四頁
三五頁
三六頁
三七頁
三八頁
三九頁
四〇頁

0055

RA'-0122

0071

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0056

総務部

島岡長著任

四月十九日附總理廳事務島岡長著任及運給
調整事務島岡長に任命せん。今月二十日着任す。
島岡長は、進駐軍日本側官廳其他関係各方面
を應対新任挨拶をす。以後、二十日運調局長會議
出席の爲上席す。

海軍部

政務關係

不法入國朝鮮人送還問題

(五月十日附海軍部島岡長、中央運調、横濱運調、小笠原
府理島岡長政運部島岡長、不法入國朝鮮人送還問題件照)

(2) (1)

本件に關しては島岡三月令事務報告並に中央運調局長官
長に於て事務島岡長一地位を八二一、密入口有難送還
に關する件に於て、島岡長は、同題に於て述べ、島岡長は、
後者事務島岡長及事務島岡長官の接衝に確の兵軍政部
隊官及び五中法律顧問の見解を要旨を述べ、島岡長は、

以前前掲の運調局長官長公債別添一九四二年十月二十一日附予
八軍報告書の通り述べ、島岡長は、送還判決とす。朝鮮人
の送還は、送還者を通じて和入國のことが、軍事裁判の
依り、送還判決とす。朝鮮人の送還の場合、(通
用される所)軍事裁判より送還判決とす。朝鮮
人の送還手續は、その送還判決が不法入國の爲であ
ると、その他一般犯罪の爲であると同一とす。様に右意見
書の趣意通り行はるべきである。(注)不法入國者に対する

RA'-0122

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0057

(2) 軍事裁判は情状酌量により無罪とする場合の外は全
て追放の判決を下す(3)
不法入国者の強制送還は全て軍事裁判の判決による
決定する。
日本側警察は不法入国者認定の権限あり。従って軍
事裁判により追放判決をうける不法入国朝鮮人の送
還に當つては前述才八軍管区書がある国りの手続が
必要となり、かくては判決後送還迄は相當の長日時
を要し、その有保釋手段の乏しき受刑者逃亡の懼もあり、
在手段は在件迅速有効な処理方法とはい言ひ難く、殊に
大股群の如き朝鮮人の宏集地域は是は尚更の延
延可能性がある。

(3)

之に及ぶ事ニ上師團憲兵隊及CIC側は不法入国朝鮮
人の取扱は全面的に日本側にて処理せしむるも其の取扱は多
分政治的意味を有せしむる見解と有るなり。

(4)

その後三月十九日附總司令即發才八軍司令官宛書翰A
90一四九一曰才八の不法入国者 正に才八軍當局より
當地軍政部に在件に關する照会があり、當地軍政部係官は始めて
不法入国者のステータスを行政上の認定する。権限は日本側
に在り、即ちSCAPIN一三九一は依然有
効であり一九四七年十月十一日附總司令即發各關係未軍司
令官宛書翰B(前掲中央連湖發一也合才八一号別添参照)
前記SCAPIN一三九一と矛盾する事を知り、茲に
不法入国者のステータス認定の肉題が理論的に解決し、
たつた。(才八軍本)

(91-3) 補

1387

1377(4)-2

然るに軍政卸体官は、不法入国者ノステータス確定及之ノ送還ノ
 関する日中側事情其のものが本に想違ひて確定しておらず内現約
 漢然と云ふものであつて、之は當然法現化せしむべきものでありと主張し
 結局不法入国者の取扱の困難となつて来たので、四月十九日、當り
 務司主催で市警察隊長等と在野國軍軍裁判所法務官、在
 阪朝鮮米軍代表將校及憲兵代表と協議した如き不法入
 国者取扱の案あり

0058

RA'-0122

0074

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0059

臨時手続を定め、後ハ軍政印割の抹消ニヨリ取付リ長
協定事項

(一) 外人登録法の違反と考へられる事件は全邦日本側で処分
すること。違反者は日本警察署で即刻送還する。(不法
入国者の大印分は外人登録法にヨリ登録をケルべき者で
あるハク見守り者トシテハ外人登録法違反トシテ日本
側で処分するわけである。尚外人登録法施行に當り
責任置アルハキ軍政印ニヨリ向合せカアルハク下當アル
務司係留者ハ法務省ノ没置法及外人登録法の英文ト
提不(詳細説明ヨリアリ長)

(5) (6)

未だと考へられる者は軍法裁判で処分する。この際個々の事件
の各ト依リは總司令部ト依リテアリとする。
朝鮮人の身分の明カケルものがあるハリ在彼公館
の中韓人と全様ト全員登録トす様干配すること
(右公館顧問ヨリ日本側の意ハ別ハ様善処するとの
言質アリ長)

四 日本人の養子と考へる者は日本人と考へ、朝鮮人と考へるハ
ハソレハ一事を二種と考へ、防止する為適當の方柄を
考慮シテハ、右公館側ト申入ルハ、本件は自下
番勸諭中ト近々何方ト連絡トすることである。
五 日本ハ合法的ト永住トシ、朝鮮人の外人登録ト急下

RA'-0122

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

者は虚々者として日本警察が追放すること。(在政公館
では従来朝鮮人に付、凡ゆる機密を漏れて登録法違反
字方を疑つて来たが、これ以上は各人の責任に於て法の外
をうけるべきであるとの意見であった)

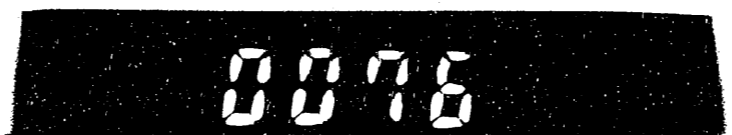
(六)各種事件で疑義のある場合は軍事裁判所と協定の
上処分を決定すること。

昨年十月二十五日以降、本年四月二十九日の間、徳法入回朝鮮人
の送還は全送なく、其の逮捕された数は先以前より引続
き拘置されて居る者合計四十三名に達した。右協定成
立の結果、警察当局に於ては四月三十日二十四名を送還
した。(三月より移報告は七名とあるは誤り)残者は

(7) (8)

十九名中六名は保釋中逃亡、一名は病氣、其れ自覚療養中、
一名は他の犯罪で服役中、一名は他の犯罪で留置中、其他の
七名は前記協定より取り去るべき軍事裁判に付りなすべき者
(西三名又留置中)と考へてゐる。

然るに前記協定事項第二項は不悞に朝鮮人のステータス
確定権は日本側にあり、これを明示し、前協定司令官が
第八軍管区者、A、G、O、一四、三九の趣旨に照し、登録の有無
によつて區別すべきであると考へられるが、(而も神谷川軍
政部長は、凡ゆる朝鮮人の外人登録証は朝鮮に於て之の
日及並に〇〇の所で審査されてゐる由)との異議は軍事
裁判所、五軍政抑側と接衝中である。



地方自治問題講習會

總司令仰り地方政務課府果班長ホーラー氏、地方政務課長代理
ハリス少佐、第一軍協務行政官マツレアン氏、東陵あり四月五日
日又八日の兩日、中島公館並に於て大政府各部中、裁判所、後
學、警察及教育、肉體者、婦人団体等一八二四名に即ち
地方自治協に關する満漢(公一)が因循されたり後
ニ日ハ石合合者との部科に合けて懇談會の行はれり。
當初は中島隊長は本問題に地方的な問題にあり、連調代表の後
助は不要と述べるに、府側は各級の事務連絡其他に
不馳小なり、後軍政印するに依頼下、當局は彼と互り

(10) (9)

韓統一の尚第一日の如きは亦時宜く且つて通訳が長文の翻訳
之を翻譯するに、取敢て聴取者飽きたり、了らば、梯下、効果も
期待の外に、ハのほうかと聞かはれる。

朝鮮人デモ(本件詳細中央宛通信五月一日附送資料六の参考)

当地には約七万の朝鮮人が居住し、朝鮮人學校肉體問題は大
きな波紋を生じ、遂に四月二十三日約七千名が大政府内三ヶ所下
肉體反対人民大会を開催、大会後デモ行進を行ひ、暴徒に依
り朝鮮人は在り、由り雪崩小込人、不法に據り騷擾す件を
惹起す。

朝鮮人側は五月二十六日全府下朝鮮人正勸告進行果

0061

RA'-0122

0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0062

て大政府が約一万人が来るとい
の懸念をぬく大会を行ひ、府側と交渉次第に後居振り戦術
に出る

この軍政部長手府が来て、以て公即長の指示により、當局
係官より鮮人代表に對し、神戶に滞在中のアイケル、官中將
に依つてなされる、所屬隊との協定は無効、これに因り、長鮮人
は軍事裁判にかけられ、毎日の新聞発表の新聞以外も手交し、
と振舞われ、よつて放送して大会を解散させる疎傳達による、却つ
てその直後は日軍人全連代表が次々、と登壇し、煽動演説を行
つた。

(12) (11)

午後四時、軍政部長は第一軍團長スウシク少將の指令に
依り、大会の解散を命じ、長が解散の際、一印に警備官との衝突
あり、双方犠牲者を出した。

四月二日午後アイケル、バカー中將及北之師團司令官は大政府
廳に知事と来訪し、甘五師團長は官舎附近でのデモは禁止す。
デモ行進は集合以前は出来るが、集合後は許可せぬ。又、デモは警
備の許可を必要とする。これに違反した場合は初令三三三、三三三
依り、起訴する、と稱指令する、外ありた。

當局係官は右ア中將及師團司令官と知事との意見、之を以て夏
以地方事情は、今を過す、と云ふ。
地方軍政部長は、連絡調整事務局要員の派遣に、南
部、東部の連係、
軍政部長は、地方軍政部長は、南、東部の連係、

RA'-0122

0078

(14)

(13)

四月二十一日夕、小久保軍政部長は各地軍政師とあり、
 小府市、連朝多連路、現在極力、増強し、
 より特、人員と軍政師、予、勢、
 大いと思ふと述べる。

0063

RA'-0122

0079

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二、衛生厚生関係

1. 花柳病患者強制措置問題

大政府下に於ては、占領軍將兵に接解し花柳病
を傳染させた婦女子の処置に關しては、被害者
より該女子を軍政部に通知し、軍政部より府
豫防課に連絡あり、豫防課では、接病調査員を
して該當女子を調査の上、該女子が淋濁患者
である場合は花柳病予防法特例に依り日本側の
側の措置に依り強制入院させ得るが、該女子が賣淫業
者である場合は日本側の措置に依り強制入院させる
法的根拠がないから従来は勅令第三二二号に依り占領

目的違反行為として軍事裁判所係官の拘引狀に依り
之を強制入院させられた。

然るに今勅令第三二二号の規定に違反した日本人は軍
事裁判所にかかず日本側裁判にかゝること、なつたが右賣
淫業者の存り者の強制入院の問題となつたが、之に關しては
依然軍事裁判所係官の拘引狀を根拠とするところ、ことに中
史に於て証合かついたことであつた。然し、當地軍事裁判
所係官は本件問題は成るべく干渉し度くない態
度を示した。

(16)

(15)

0064



0065

之に關し、當地軍政部法務係官より、當局係官に對し、業態上花柳病傳染の虞ある患者又は、その他一般日本人患者に對し、も、強制入院其他の強制措置を講ず得る法的根拠につき質問があつたこと、當局係官より花柳病予防法關係法令として、凡に花柳病予防法が施行されてゐたが、一九四五年九月二十二日附日本政府宛連合國最高司令官覚書(件名 Public Health Measures)が送られたので、之に基き、昭和二十一年勅令第五四号(木下)の宣言受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き、花柳病豫防法特例(昭和二十一年十一月二十二日厚生省令第五四号)が施行されたこと、花柳病予防法特例

(17)

(18)

に依れば、業態上花柳病傳染の虞ある患者に對しては、入院を命ずると云ふ強制措置を執ることが出来るが、是れ以外の一般患者に對しては、時により地方長官が醫師を指定して治療を命ずることを出来るに止まること、趣旨を説明した。

右に對し、同軍政部係官は、前掲一九四五年九月二十日附覚書に花柳病に對し、特に花柳病に重點を置いて諸種の傳染病患者の拘置、入院等、措置を講ずる様命令され居り、而も、右覚書は、明治三十一年四月一日法律第三六号傳染病予防法にシテ、パーレルトするから、花柳病も當然傳染病である故(法律第三六号第八條傳染病は花柳病を含む事)一般花柳病患者

0066

も強制入院、隔離等、強制措置と講じ得ないかとの質問があつた。

依つて、當事務局長係官より、右覚書は傳染病予防法及花柳病予防法特例をレニトパーシドするものにあつても、中央政府の法的措置を俟たずして大改存並高限り、右予防法特例或は傳染病予防法に規定なき措置を講ずることは困難であるが、予防法特例は右覚書の要求している強制措置を充分規定しては、保護である。之に就ては、近く花柳病予防法改正法案が議會に上程されることとなり、本件當方より中央政府の意向を照會する旨回答し置いた。

(20) 1191

當局より中央政府の意向を照會した處、近々議會に上程予定の性病予防法案は一般患者に對しては必要の場合に強制入院、其他の措置を講じ得る規定がある旨の回答に接したため、この日軍政部に報告すると共に、右性病予防法案成立並の過渡的措置に就き、軍政部係官を念め、關係係官の間で協議した結果次の措置を執ることに決定した。

即ち連合軍將兵に接触し、花柳病を傳染させた婦女子に對しては、被害者の申告後、該女子に對し、軍事裁判係官の拘禁状が發せられることは、従来通り行はしめんとす。但し、右拘禁状は該女子の姓名、住所等が判明しない限り、且つ、本人に絶対間違ひない場合に限り、

RA'-0122

0082

ること、すなわち、この突拘禁施設の発出が従来より嚴重化
さかること、はつた談である。

浮浪児対策問題

大政有下に於ては、軍政部司令官の命に依り、毎週
一回浮浪児正合を浮浪者の一斉檢束が行はれ、檢束
される浮浪児は、母週約三〇名と達するが、充分な收
容施設がないが、臨時的に堺市、四ヶ所の精神病院
に逐次收容しようとする。

(21)

是等浮浪児の中には充分な生活能力のある者も多し、之を生
活能力あり、者を生産係を設法に依り救済する施設は、社
會事業施設の中に收容するに、法想上不可である。

(22)

が、通常の施設が他にないが、従来、此れを、右社會
事業施設にも收容し、更に右施設を以て、充分
分では、最近陽中、四ヶ所の精神病院に收容する
こと、はつた談である。

然るに最近其の一つたる、淡香山精神病院に六名のチ
ブス患者が発生し、之が軍政部係官の関心を喚起し
こゝに浮浪児收容問題の全面的解決の必要と直ぐ
たが、四月十七日軍政部に於て軍政部係官、府市当局
係官及當事務局係官の間で協議するに、この
先が府民生部長より、浮浪児收容施設の増設が唯一の解決
方法であり、大政有に於ては、三々年度追加予算八八〇
萬円を以て、目下五ヶ所の收容施設を建設中、六月

0067

0068

未受見かする。予定があるが、それ迄の臨時的措置
として、目下四ヶ所の精神病院に收容中の浮浪児を
引續き、そのまゝ、收容する事を認め、取手、辰野、右田
病院は收容の精神病患者数も少なく、收容餘力も
未だ充分であり、又右田病院には、四組の調査団体を派
遣し、職業輔導に關する調査を行なう予定があること
述べた。

存衛生部予防課長は、右四病院に收容中の浮浪児
を引續き、收容する事は、前述の事情に鑑み、一應承認
するが、新に検束する浮浪児も、更に收容する事は浮
浪児及着衣のD.D.T.蒸氣等に依る消毒の爲めには、限

(231) (231)

り、防疫上の見地より、反対があり、而して斯く消毒を施
行することは現在の施設の関係で不可能であるから
毎週の検束回数と一回とせず増加すれば、毎日検束さ
れる浮浪児の数が減少し、消毒も出来るものならば、か
へた。之に對して市警署、警察側より、毎週一回検束するこ
とは、約一年前の軍政部長の命令に依るものあり、日本
側限り一回数を變更することは出来ないと説明がある。
茲に於て、軍政部係官、存市當局係官、及當事務
局係官は大改駁附連に在る。約一五。右の收容能力が
浮浪児一時收容所、梅田厚生會館、資源地視察すること
により、右視察の結果、軍政部係官より、口頭を以て同會館
に對し、請願を改修工事と四月末迄に完成する旨を命令

RA'-0122

0084

(26)

(25)

があつた。右諸工事に依り、消毒施設も備付けらる
 ことなるが、検査された浮浪児を其処で消毒した上
 逐次前記四精神病院に移送する概、軍政部側より示唆され
 た。其の際、軍政部係官より、右會館は、冬季使用に不適
 當であるから、之に代るべき適當な病院其他の施設を存市
 側で物色の上之を買上げ、浮浪児收容所に充てるべき旨及本
 問題に就ての最終的解決を計るため、今後存市防課
 保護課及市中盤言察當局は、軍政部係官と交互に相互に協議
 すべき旨を指示あつた。

0069

RA'-0122

0085

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0070

三 陸情調査

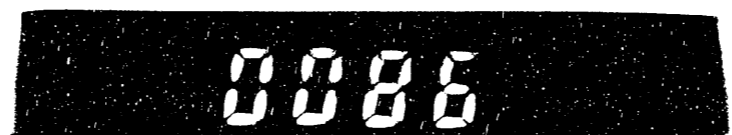
均元山本一氏所有に係る家屋の押下り陳情の件
 右家屋は元海軍に依り大改警備府長官舎として
 置收せられた。現在は米軍側より格次解除されて以来大
 改財務局不有駐在部一の保管下に於て居るが、田
 所有者山本一氏より在宅に因窮して居るのを適當に
 する価格で右家屋を押下せらるる格次ありなきこと
 の陳情が当局各由軍政部より打して来た。右
 財務局長官邸官の格次依れば合家は近々大改税関長
 の官舎として又諸外不から来邦する。バスター及外交使節
 の接待所として使用する事にあつていふことある。元

(27)

(28)

以て軍政部係官も概論がはる。業者も打つのは当
 を得て居ない。然れども本件は日軍側面係者八面
 で処理せられよう。格次の事であるが、出来得べくんば
 終司令部の方針もあり、元が所有者も返還してや
 り、若者と買ひ取る。意見であるが、近々右陳情に
 打して軍政部係官から公成の回答がある筈である。
 進駐軍学校見学の軒旋依頼の件

(2)
 当市墨江新制高等学校の主任が来訪、新教
 育制度の充足に當つて生徒の参考に望む。ため、進駐軍
 側学校制を並に實際の就学状況を見学し、たいの意図
 で進駐軍学校の見学軒旋を依頼して来た。



0071

依つて右陳情を軍政部へ申入れ以て、当大政の建駐
軍制旋役の学校は又一校トハスル、今後期より大申入れ
を以て、作らざる事、以て、此の勤学を奨励を来す處
れが多分ある、此の等通達不才所へは決する迄、
今の内、差し控へて置か、この回答が、

四、文化塔塔塔塔

一、の建駐軍制看守講習会

才四回新規に募集し、看守約百二十名の訓練講習
会を十一月より一週内開講し、十三日、時内、

(129) (130)

て、各局保官が看守心得について講義した

二、通訳学校卒業式及入行式

四月十五日、通訳学校才三期主として、卒業式及才
四期主として、入行式、今日、軍政部の教育保
官及神戶女学院が、才七才の教授があり、各令裡、終

一、

右卒業生中、就職希望者の就職は、六割であった。当所
卒業生は、各方面で好件を博し、採用中には、就職希望
者数以上であった。今日、は、修業期向、六月、で、実力が、
つて、推薦出来、その、可多、数、あつた。



0073

五、定期報告関係

従来、定期報告の外に四月分の左記報告が送附された。

- 1. 火災月報
- 2. 政治教育月報
- 3. 公職選挙月報
- 3. 地方行政機関の活動状況月報
- 4. 政党及政党组织活動状況月報

六、軍政部関係復文書

四月中に於ける件数は次の通りである

當部宛来信十一通、軍政部宛発信 四十五通、内レポード関係十五通

七、會議及集合同様

(1) 近畿連調局連絡會議

客年未似来中断していた京都、兵庫、大阪の連調局の連絡會議を四月二日午後四時より京都連調局の幹事で同局長官邸下りの連絡委員會議設置問題其他を協議した。

(2) 市警察局開方式

當局の幹事で米軍側より接收解除された大阪城内の元日本師団司令部建物を市警察局長官舎として利用されることになったので四月十七日午後二時より南片式がなされたが廿五師団長ムリンズ少将が臨席して祝辞を述べ、関係各方面代表者出席し當局よりカ係官が出席した。

(3) 貿易振興博覽會開會式

大阪貿易館、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、大阪経済研究會の主催による貿易振興博覽會が四月十日より南片式で四月二十日會場に當られて、天王寺美術館の演藝場で行われた。當日は商工界代表者、市長、業者代表の祝辞があり當局より次長及係官が出席した。五月五日には同博覽會に進駐軍関係者多数を招待する予定である。總目録令部代表 F. E. ... 祝辞代讀

RA'-0122

0089

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

語學年當試験委員會

連合軍関係使用人に対し適當審査の上語學加給が行はれること
に於て四月三十日大政府外課外課係官 常務係官
英文毎日編輯長等會合し審査実施に關して打合せ會を行
を遂行、英會話、英語和譯、中國語、ス、タイ、ラ、イ、テ
を以て國する試験を五月十六日自朝日午前十時より行ふこと
に
委員は次の通り決定、臨時委員は
委員は次の通り決定、臨時委員は

関西學院教授

英文毎日編輯長

大政府外課工員大學生

連務調査局

神戸女子學院工員大學生

他約二十名

ハ 勞務關係

昭和二十三年四月中大政府外課より近駐軍事務者對して
左の通り特配した。

品名	数量	割当先	備考
作業服上下	一五一〇枚	各海外管理事務所	土建關係労務者用
石炭	五〇〇〇噸		
酒	清酒八五六升		
	啤酒九二〇本		
			昭和二十三年 九四の年期分

五月十日現に治ける手帳希望者概数は種課科八〇〇名會話科
二〇〇名速記科三〇名タイ科二〇〇名計九百三十名
尚此種の試験を課するに當り神戸及大政府外課係官に優者
者が多いので比較的高級の標準試験が課せられるか歌山
奈良の如きは試験を課せようとするが、今回は軍政側が優
二に於けるのを充分和算して、今回は軍政側が優者となる
阪神に比し、いさなり阪神地区の雇傭人に不利となり
といはれるが、確保のため文章を来才換案もあるが、今後少
とも近畿地方では試験を統一する為各一委員で語學試験は
実施する様に致したい。

